

防官文第 2 9 7 号
1 9 . 1 . 9

大臣官房長
各局長
各防衛参事官
施設等機関の長
各幕僚長殿
情報本部長
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官

事務次官

防衛省史編さんの業務について（通達）

標記について、下記のとおり定められたので、これにより実施されたい。

なお、平成 1 7 年度以降の防衛庁史編さんの業務について（防官文第 1 8 4 2 号。1 7 . 3 . 1 4）は、廃止する。

記

1 業務の目的

防衛省史編さんの業務（以下「省史編さん業務」とい。）は、防衛庁・自衛隊 5 0 周年記念事業としての「防衛庁五十年史」刊行を踏まえ、防衛省史に係る将来の書籍刊行に備えることを目的とする。

なお、将来の書籍刊行の時期については、最初の検討を平成 2 1 年度に行い、その後は、5 年ごとに検討を行うものとする。

2 業務の内容

- (1) 省史編さん業務は、仮原稿の作成並びにこれに伴う資料の収集、整理及び保存とする。
- (2) 前項の業務を実施するに当たっては、防衛白書作成業務と連携を図り、業務の効率化に努めるものとする。

3 仮原稿の作成

仮原稿は、各年度ごとに、当該年度に生じた事象を対象として、当該年度の翌年度末までに作成するものとする（最初の作成は平成17年度に生じた事象を対象とし、防衛省移行前の防衛庁に係る事項も含むものとする）。

4 体制

省史編さん業務は、大臣官房文書課において実施し、他の部局はこれに協力するものとする。

5 委任規程

この通達に定めるもののほか、省史編さん業務に関し必要な事項については、大臣官房長が定める。